

## 【医療保険】

# ご契約に際しての重要事項

## (契約概要・注意喚起情報のご説明)

### 1. 契約概要について

「契約概要について」は、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい大切な事項を記載しています。ご契約の前に必ずご一読いただき、内容を十分にご確認の上、お申込くださいますようお願いいたします。

※本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては約款をご参照ください。ご説明でわかりにくい点がございましたら、当社までお問合せください。

#### 1. 保険商品の仕組み

■「持病」や「障がい」をお持ちの方またはそれに準ずる方とトライアングル少額短期保険株式会社（以下、当社といいます。）が認められた方が病気やケガで1泊2日以上入院をされたとき、および1泊2日以上入院を伴う手術をされた場合に給付金をお支払いする商品です。

#### 2. 保険期間

■保険期間は、契約日から1年間です。

■保険期間満了日の1ヵ月前までに更新しない旨のお申し出がない限り、更新日において満89歳まで更新されます。

#### 3. 保障内容

名称	給付金などの支払事由	支払限度など	受取人	お支払金額
災害入院給付金	被保険者が責任開始日以後に発生した所定の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に1泊2日以上入院をした時に「災害入院給付金」をお支払いします	入院1回につき30日	被保険者	入院1回につき入院給付金日額×入院日数
疾病入院給付金	被保険者が責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として1泊2日以上入院をした時に「疾病入院給付金」をお支払いします	入院1回につき30日	被保険者	入院1回につき入院給付金日額×入院日数
手術給付金特約	被保険者が責任開始日以後に発生した疾病及び不慮の事故を直接の原因として入院給付金が支払われ、かつ健康保険の対象となる手術を受けられた時に「手術給付金」をお支払いします	1回の入院につき1回	被保険者	50,000円

入院初期費用給付金特約	被保険者が責任開始日以後に発病した疾患もしくは所定の不慮の事故を直接の原因として1泊2日以上入院をした時に「入院初期費用給付金」をお支払いします	1回の入院につき 1回	被保険者	10,000円
-------------	--	----------------	------	---------

※支払限度額につきましては、1保険期間における通算支払給付金額は、全ての給付金を合算して80万円を限度とします。

#### 4. 契約の更新について

■この保険契約の保険期間が満了する場合、会社は、保険期間満了日の2カ月前までに更新後の契約内容を保険契約者に通知し、保険契約者が、保険期間満了日の1カ月前までに保険契約を更新しない旨の申し出がない限り、保険契約は、保険期間満了日の翌日に更新されます。ただし、更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合には、更新されません。

#### 5. お引受条件

- ご契約年齢：満3歳から満74歳までの方。（契約日時点での満年齢となります。）
- この保険契約へのご加入は、被保険者様一人につき1契約のみ可能です。
- 「保険金額の合計を保険業法施行令第38条の9（一の保険契約者に係る保険金額）」に定めることとします。  
（保険業法施行規則第211条の30第3号ハ）
- 保険契約者様または被保険者様が未成年もしくは法律行為をできない場合などには、「親権者」の同意が必要となります。（「親権者」とは、親、配偶者、扶養義務者、成年後見人または保佐人などをいいます。）
- 被保険者様が未成年もしくは法律行為をできない場合など、「親権者、後見人、保佐人、補助人」が告知書をご記入ください。
- 被保険者様が未成年もしくは法律行為をできない場合などは、告知書にある「特定疾病・特定部位不担保承諾書」に、保険契約者様の署名ご捺印が必要となります。

#### 6. 保険料に関する事項

- 保険料のお払込は、第1回保険料を含め、口座振替による月払いのみの取扱いとなります。
- 口座振替は、保険契約者様指定の金融機関の口座（以下「指定口座」といいます）から毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に行います。
- 第1回保険料は、原則として申込書を投函した日の属する月の翌月27日に口座振替を行います。  
ただし、毎月20日～月末にかけて投函した場合は、申込書を投函した日の属する翌々月27日に第1回および第2回保険料を合算して口座振替を行う場合があります。

- 第1回保険料が、貯金残高不足等の理由により口座振替ができなかったときは、翌月の振替日に、第1回保険料および第2回保険料を合算した保険料にて口座振替を行います。

## 7. 特約に関する事項（下記の取扱いが可能です）

- 手術給付金特約
- 入院初期費用給付金特約

## 8. 配当・満期保険金に関する事項

- この保険契約には契約者配当、満期保険金はありません。

## 9. 解約返戻金に関する事項

- この保険契約には解約返戻金はありません。

## 10. 既往症に関する事項

- 既往症とは、「現症」「持病」「障がい」およびそれらに起因する全ての疾病のことをいいます。

## II. 注意喚起情報について

「注意喚起情報について」には、ご契約に際して、保険契約者様にとって不利益になる事項や、特にご注意頂きたい事項を記載しておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認の上、ご契約をお申込ください。

※本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては当社までお問合せください。

### 1. 告知義務

- 保険契約者様や被保険者様には健康状態について告知をしていただく義務があります。保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等、「申込書」「告知書」にて当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご記入（告知）ください。
- 告知受領権は当社が有しています。少額短期保険募集人は告知受領権がなく、少額短期保険募集人に口頭でお話または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 「告知義務違反」があった場合、その「告知義務違反」の内容が特に重大なときは、責任開始日から経過年数にかかわらず、詐欺による無効等を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

ます。

■ご契約を解除した場合、すでにお払いいただいた保険料は払い戻ししません。

■当社では、保険契約者様間の公平性を保つため、被保険者様の健康状態に応じたお引受けの判断を行っております。健康状態によっては、ご契約をお断りすることもございますが、「特別条件」（当社が指定した部位に生じた疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金をお支払いしない条件にてご加入いただくお取扱）をつけてお引受けすることがあります。

ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、次の①～③のいずれかの決定とさせていただきます。

- ① お申込内容どおりお引受けさせていただきます。
- ② 特別条件をつけた上で、お引受けさせていただきます。
- ③ ご契約をお断りさせていただきます。

## 2. 責任開始日

■当社の少額短期保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立いたします。

■当社がご契約のお申込を承諾したときは、「ご契約のお引受けについて」を保険契約者様宛にご送付いたします。

■保険契約の申込を承諾した場合は、申込日（申込書類郵送の際の消印日付とします。）から保険契約の保障を開始（責任開始）します。ただし、消印日付が不明の場合は、会社到着日の2日前を責任開始日とします。

■責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準として計算します。

## 3. 給付金をお支払いできない場合

次のような場合には、給付金のお支払いなどができない場合があります。

- ①支払事由に該当しない場合（例：責任開始日前の疾病や不慮の事故を原因とするときや、手術が約款に定める要件に該当しない場合など）
- ②保険契約のお申込の際に、告知内容が事実と相違したためにご契約が解除された場合（例：保険契約者・被保険者の故意または重大な過失による場合など）
- ③保険料のお払込みがなくご契約が失効、もしくは解約したあとに支払事由に該当された場合
- ④ご契約が詐欺行為や不法取得が目的で無効となった場合
- ⑤重大事由によりご契約が解除された場合
- ⑥免責事由に該当する場合

なお、免責事由の詳細は、約款に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

#### 4. 給付金の削減支払

一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、給付金を削減して支払うことがあります。

#### 5. 制度内容の変更

給付金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、更新時の対応では収支の改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または給付金額を減額もしくはこの保険契約の締結を中止することがあります。

なお、更新時に当社がこの保険の締結を取扱っていないとき、この保険が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、この保険契約は更新されません。

#### 6. 保険料の払込猶予期間（失効について）

■第2回以降の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までを払込猶予期間とします。

■払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

#### 7. 生命保険契約者保護機構について

少額短期保険会社である当社は、生命保険契約者保護機構には加入していませんので、同機構の行う資金援助等措置はありません。また、当社が締結した保険契約は、破綻した場合における保険契約移転の際の補償対象契約に該当しません。

#### 8. 個人情報の保護について

当社は、お客さまから信頼される少額短期保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報の取扱いに関し、以下のとおり方針を定め、個人情報の適切な保護、管理および利用に努めます。

##### (1) 個人情報の収集及び利用目的

当社は、お預かりしている個人情報を、次の目的のために収集及び利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金等の支払い
- ②当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービス等の開発・充実
- ③関連・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ④その他上記業務に関連・付随する業務

尚、保健医療情報などの機微（センシティブ）情報は、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報に関するガイドライン第6条」により、少額短期保険事業に適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用する等、業務の適切な運営の確保そ

の他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
当社は、機微（センシティブ）情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

(2) 収集する個人情報の種類

当社が収集・保有する情報は、お客さまの氏名・住所・生年月日・性別・職業・電話番号・メールアドレス・日本以外の国籍・健康状態等、保険契約の締結、維持管理、給付金等の支払い等業務上必要な範囲とします。

(3) 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- ①法令に基づく場合
- ②あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社代理店含む）へ委託する場合
- ④ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤再保険の手続きをする場合
- ⑥ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

【再保険会社への提供について】

当社の引受リスク分散のため、再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、給付金等の支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、給付金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、診断書類など業務遂行に必要な個人情報を提供する場合があります。

(4) 個人情報の管理方法

お客さまの個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲で適切な措置を講じます。また、お客さまの個人情報の紛失、改ざん、漏えいなどを防止し、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

(5) ご本人からの開示等の請求

お客さまからお客さまご自身に関する、個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。これらについてのご相談・ご質問に関しては、下記窓口までお問合せください。

(6) 提供の任意性

当社への個人情報の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商

品・サービス等のご提供ができない場合があります。

#### (7) 支払時情報交換制度

保険金等のご請求に際して、お客様のご契約内容を照会させていただきますことがあります。当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者各社、特定の損害保険会社（以下「少額短期保険業者等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」に基づき、当社を含む各少額短期保険業者等の保有する保険契約等に関する下記の照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合やこれらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払時情報交換制度」に基づき、相互照会事項の一部または全部について、一般社団法人日本少額短期保険協会を通じて、他の各少額短期保険業者等に照会を行い、他の各少額短期保険業者等からの情報を受け、また他の各少額短期保険業者等からの照会に対して情報を共有すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は、下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他情報が、相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各少額短期保険業者等に提供された情報は、相互照会を行った各少額短期保険業者等によるお支払いの判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各少額短期保険業者等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会の事実は消去されます。各少額短期保険業者等は「支払時情報交換制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者、保険金等受取人およびその代理人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

### 【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

保険種目	照会項目	回答項目
生命・入院保険等	・被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡まで）	・保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法・照会を受けた日から5年以内に発生した保険事故に関する保険事故発生日、死亡日、入院日、退院日、対象となる保険事故
損害保険等	・契約者の氏名、生年月日、住所（市・区・郡まで）、被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡まで）	・保険種類、保険の目的、保険金額、保険期間、保険事故の発生日、場所、事故形態、事故原因
ペット保険等	・被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡まで）	・被保険動物の生年月日、マイクロチップ情報、血統書番号、証券番号、補償割合、保険期間、解除・解約日、保険金請求履歴の有無、保険金支払履歴の有無、治療期間、動物病院名、その他特別事項（謝絶歴、解除歴等）

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

#### (8) 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。なお、当社の個人情報の取扱いについてのご意見は、下記のお問合せ先へご連絡ください。適切に対処いたします。

また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、すみやかにご通知するか当社のホームページなどに掲載し、公表いたします。

#### (9) 個人情報に関するお問合せ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや保有個人情報に関するご照会・ご相談等は、下記までお問合せください。

**【トライアングル少額短期保険株式会社 お客さま相談受付センター】**

**TEL. 03-4530-4171**

受付時間 9:00～18:00（土日・祝日・年末年始を除く）

### 9. 指定紛争解決機関

当社はお客さまからお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客さまの



必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

**【一般社団法人 日本少額短期保険協会  
「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）】**

〒 104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀 S Fビル 2階

**TEL. 0120-82-1144**（フリーダイヤル）

**FAX. 03-3297-0755**

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

### Ⅲ. ご契約のしおり（抜粋）

ご契約のしおり（抜粋）は、保険契約にともなう大切なことから記載した「ご契約のしおり」の抜粋ですので、必ずご一読ください。ご契約後に「ご契約のしおり・約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。

#### 1. 特に注意していただきたいことから

■当社の少額短期保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

#### 2. お申込みにあたって

■申込書は、保険契約者様および被保険者様ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名・捺印をお願いいたします。

#### ■責任開始日について

当社がご契約の申込を承諾した場合には、申込日（申込書類郵送の際の消印日付とします。）から保険契約上の保障が開始（責任開始）されます。

#### ■保険料のお払込方法について

保険料のお払込方法（回数）は、月払のみになります。

保険料のお払込方法（経路）は、口座振替かクレジットカード払のいずれかになります。

当社と提携している金融機関等の保険契約者の指定する口座から、保険料が自動的に当社の口座に振り替えられます。

#### 3. ご契約後について

#### ■解約と解約返戻金について

・保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。

・主契約を解約すると、付加されている特約も同時に解約となります。

ます。

- ・この保険契約には解約返戻金はありません。

■保険金等のご請求手続きについて

- ・保険金等の支払事由が生じたときは、すみやかに当社にご連絡ください。ご請求に必要な書類をお送りします。
- ・お支払いが決定しましたら、当社よりご指定の口座へ保険金等をお振込みします。

■ご契約の内容の変更

- ・保険契約者の変更

保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、ご契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

- ・保険契約者の住所変更

保険契約者が住所を変更したときは、新たな住所をすみやかに会社に通知してください。

《引受少額短期保険会社》

## トライアングル少額短期保険株式会社

〒112-0002

東京都文京区小石川2-1-2 ユニオン小石川第1ビル902

受付時間：9：00～18：00（土日・祝日・年末年始を除く）

TEL.03-4530-4171 / FAX.03-4530-4138

《取扱代理店・募集代理店》